

特集

改正入管法 新在留資格「特定技能」のポイントと実務

若松絵里社労士・行政書士事務所代表 若松絵里

入管法改正の背景と要因

2019年(平成31)4月1日の改正出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)施行から、2カ月が経過しようとしている。この改正法が18年12月8日にわずか38時間という短い審議時間を経て、駆け込み成立した際の国会の混乱ぶりはまだ記憶に新しいところだ。当時の報道では、国会や国会議員の混迷する姿ばかりがクローズアップされ、政府から肝心の改正法の中身や将来の日本の労働環境、ひいては国柄がどのように変わっていく可能性があるのかなど、重要な点について十分な説明がされなかつたこともあり、国民は今回の法改正の実態を理解できないまま、新制度が走り始めてしまった感がある。

今回の入管法改正の大枠は、日本が従来の外国人労働者の受け入れ政策を大転換し、これまでタブーとしていた一定の業務において、外国人労働者の就労を解禁したということだ。簡単にいうと、国内で人手不足が著しい業種(14業種・**図表・1**参照)に限定し、外国人

労働者受け入れ拡大を図るため「特定技能1号」と「特定技能2号」という在留資格(就労ビザ)が創設された。これらの在留資格の下、**図表・1**の14業種の労働現場において、これまで外国人が従事できなかった一定の業務を行えるようになったのである。

従来、移民政策を否定してきた日本政府が強引ともいえるほど拙速な法改正を行い、外国人労働者拡大に舵を切ったのはいうまでもなく、国内の生産年齢人口(日本の人口に占める15歳から64歳の年齢の者)の減少による労働者不足が要因だ。

現在の日本の労働市場は、有効求人倍率1.63倍(19年3月)で、163件の求人に対し100人の労働者しか充足できていないという厳しい状況にある。この労働力不足は一時的な問題ではなく、今後の日本人の労働力人口は、2040年までの間に毎年十数万〜100万人単位で不足すると予測されている(総務省・生産性人口の減少/17年)。加えて、労働者が地方から大都市圏に集中することによって、過疎化する地方経済

の衰退に拍車をかけている問題についても解決の兆しは見えない。

政府はこのような深刻な労働者不足に苦しむ産業界や地方の要請に強く押されるかたちで、入管法の改正を断行し、建前上はこれまでタブーとされていた単純労働現場への外国人労働者解禁に踏み切ったのである。

入管法改正のポイント 「特定技能1号・2号」で 外国人を雇用するには

今回の入管法改正に関する重要なポイントは、主に以下の3点だ。

①それまで法務省(入国管理局)が所管していた外国人の「出入国管理」(上陸・入国・出国)に関する事項を、改正によって「出入国および在留の公正な管理」に拡大

②改正前は法務省の内部部局の一つだった入国管理局が格上げされ、外局として新たに出入国在留管理庁を設置

①と②によって、外国人管理の対象が「出入国」に加えて「在留」の部分にまで拡大され、これを行う

*1 在留資格:外国人が日本に上陸を許可される際に付与される滞在資格。2019年5月現在、全部で29種類あり、日本に在留する外国人は一部の例外をのぞき、すべていずれかの在留資格を保持している。29種類の在留資格の内、就労が可能な在留資格のことを世間一般では「就労ビザ」と呼ぶことがある

図表-1 国内の一定業務において、外国人労働者の就労が解禁された業種

産業分野	特定技能1号 今後5年間の 受け入れ見込数 (最大値)	特定技能2号 今後5年間の 受け入れ見込数 (最大値)	在留期間の 制限と永住申請の 可否	「受入れ機関」 (雇用主)に 求められる条件
①建設業	4万人		特定技能 1号：通算で最長5 年まで(更新要) 2号：更新回数の制 限がないため更新許 可がされれば無期限 永住申請 1号：不可 2号：可	・外国人の受け入れ に関する建設業者 団体に所属すること (①建設業) ・国土交通省が行う 調査または指導に 対し、必要な協力 を行うこと 他 (①建設業、②造 船・船用工業)他
②造船・ 船用工業	1万3000人			
③介護業	6万人	③～⑭業種 当面、特定技能 2号の受け入れ 予定はなし	③～⑭業種 特定技能1号のため 最長5年 永住申請は不可	厚生労働省が組織す る協議会に参加し必 要な協力を行うこと 他 農林水産省が組織す る協議会に参加し必 要な協力を行うこと 他 経済産業省が組織す る協議会に参加し必 要な協力を行うこと 他 国土交通省が組織す る協議会に参加し必 要な協力を行うこと 他
④ビルクリ ーニング業	3万7000人			
⑤農業	3万6500人			
⑥漁業	9000人			
⑦飲食料品 製造業	3万4000人			
⑧外食業	5万3000人			
⑨素形材産業	2万1500人			
⑩産業機械 製造業	5250人			
⑪電気・電子 情報関連産 業	4700人			
⑫自動車 整備業	7000人			
⑬航空業	2200人			
⑭宿泊業	2万2000人			

のが従来の入国管理局から格上げされた出入国在留管理庁となり、職員も増員された。

③ 在留資格「特定技能(1号)(2号)」が創設され、一定の業務において、外国人雇用が解禁

以下、本稿では③の新在留資格

について解説したい。

1. 「特定技能」を取得した外国人が従事できる業務内容は決まっている

図表・1の14業種の産業分野において、外国人労働者は在留資格「特定技能1号・2号」を取得し

て、一定の業務を行うことができると。ただし、対象の14業種であれば、どのような業務にも従事できるのかといえそうではない。改正入管法では「特定技能」の在留資格を持つ外国人が従事できる業務内容とは

図表・2のとおり、産業分野ごと

に厳格に限定されているからだ。

なお、採用を内定した外国人に在留資格「特定技能1号」を取得させるため、雇用主は外国人との間に**特定技能雇用契約**を取り交わさなければならないが、特定技能雇用契約には彼らが従事する業務を明示する必要がある。雇用主は基本的に、特定技能雇用契約で合意した業務内容以外の業務に外国人を就かせることはできないので、その点は注意する必要がある(ただし、関連業務に付随的に従事することは可能)。

2. 特定技能で就労する外国人労働者に課される条件——分野ごとの技能評価試験と日本語能力試験の合格が条件

「特定技能1号」を取得すれば、すでに日本に在留している外国人、および現在海外にいる外国人を呼び寄せて雇用することができる。在留資格を取得するにあたり、外国人本人に課される条件は、**図表・2**記載のとおり、それぞれの産業分野で実施される**特定技能1号評価試験**(従事する実務に関する技能評価試験)と**日本語能力試験**への合格だ。「特定技能1号」の取得

図表-2 「特定技能」の在留資格を持つ外国人が従事できる業務内容

産業分野	従事できる職務	「特定技能」取得に必要な外国人材の基準 ※ 学歴不問 ※ 18歳以上であること
①建設業	型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・建設機械施工・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ/表装	<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号： <ul style="list-style-type: none"> ・「技能実習2号」を修了した日本在留中の外国人または帰国済みの外国人 または ・分野ごとの特定技能1号評価試験に合格すること ・日本語能力判定試験（仮称）に合格すること ●特定技能2号：分野ごとの特定技能2号評価試験等に合格すること ・班長等の監督者としての実務経験（1～3年程度） 日本語試験はなし
②造船・船用工業	溶接・塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立	
③介護業	身体介護のほか、これに付随する支援業務 ※介護施設利用者の入浴・食事・排せつの介助・機能訓練の補助やレクリエーションの実施等。訪問介護サービス業務には従事できない	
④外食業	外食業全般（飲食物調理・接客・店舗管理）	
⑤ビルクリーニング業	建築物内部の清掃	
⑥農業	耕種農業全般（栽培管理・農産物の集出荷・選別等）・畜産農業全般（飼養管理・畜産物の集出荷・選別等）	
⑦飲食物品製造業	飲食物品製造業全般（飲食物品〈酒類を除く〉の製造・加工、安全衛生）	
⑧素形材産業	鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・仕上げ・工場板金・めっき・アルミニウム陽極酸化処理・機械検査・機械保全・塗装・溶接	
⑨漁業	漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）	
⑩自動車整備業	自動車の日常点検整備・定期点検整備・分解整備	
⑪産業機械製造業	鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・塗装・鉄工・工場板金・めっき・仕上げ・機械検査・機械保全・工業包装・電子機器組立・電気機器組立・プリント配線板製造・プラスチック成形・金属プレス加工・溶接	
⑫電気・電子情報関連産業	機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・仕上げ・機械保全・電子機器組立・電気機器組立・プリント配線板製造・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装	
⑬航空業	空港グランドハンドリング（地上走行支援業務・手荷物や貨物取扱業務等）・航空機整備（機体・装備品等の整備業務等）	
⑭宿泊業	フロント・企画・広報・接客・レストランサービス等の宿泊サービスの提供	

によって外国人を雇用したい事業主は、両方の試験に合格した外国人の採用を内定したうえで、雇用に必要な就労ビザの申請を行わな

ければならない。
なお、技能実習制度^{*2}を利用して、すでに「技能実習2号」を良好に修了した外国人労働者であれば、前

述の特定技能1号評価試験と日本語能力試験が免除され、修了した業務の範囲内において、「特定技能1号」の在留資格を取得すること

ができる。
また、「特定技能2号」に関しては、**図表・1**のとおり、現在受け入れが認められるのは14業種のう

*2 技能実習制度：外国の青年労働者を「技能実習生」として受け入れ、職業上の技術・技能・知識を働きながら修得、帰国後は修得した技術等を活かして母国の産業発展を担う「人づくり」を目的とした制度。本制度に基づく在留資格は「技能実習1号・2号・3号」の区分がある

ち、建設業と造船・船用工業の2業種のみであり、この2業種において「特定技能2号」を取得するためには、1号同様、分野ごとの**特定技能2号評価試験**の合格と、併せて実務における1〜3年程度の監督者(班長等)としての職務経験も条件とされている。ただし、2号の場合は基本的にすでに日本で就労経験があることを前提にしているため、日本語能力試験の受験は必要ない。

3. 特定技能で外国人を雇用する事業主(受入れ機関)の義務

「特定技能1号」の外国人労働者を雇用する企業や事業所は、制度上「受入れ機関」と呼ばれ、外国人労働者の保護と適正な雇用管理が義務化されている。雇用契約の締結においては、日本人労働者と同額の給与を支払うことや、外国人労働者が一時帰国を希望した場合には帰国休暇を取得させることなどを明記しておく必要がある(特定技能雇用契約の締結)。

加えて「特定技能1号」の外国人を雇用する事業所には、労働者保護のために**1号特定技能外国人支援計画**の策定と実施が義務化され

ている。ただし、マンパワー不足などにより、自社による計画の実施が困難な中小企業などの場合は、今回の改正入管法で新設された**登録支援機関**にそれらの業務全般を委託することができる。ちなみに、「特定技能2号」に関しては、この支援計画の策定と実施は必要ない(前述のとおり、2号はすでに日本で就労経験があることを前提にしているため)。

4. 雇用主の支援計画を実施する登録支援機関とは?

「特定技能1号」を雇い入れた雇用主は、彼らに対して入社後、以下のような支援と出入国在留管理庁などの行政機関に対するさまざまな届出義務を負っている。

【例】

- ①生活オリエンテーションの実施
- ②日本語学習の機会の提供
- ③外国人からの相談・苦情への対応
- ④雇用契約の変更がある場合は出入国在留管理庁への届出
- ⑤支援計画の変更がある場合の届出
- ⑥支援計画の実施状況の報告 等
登録支援機関とは、以上のよう

な支援や届出全般について、個別の中小企業ですべてを実施することが困難な状況を想定し、事業主から委託を受け、これらの支援計画の全般を代行する機関として、法改正によって新たに設置された**登録支援機関**である。

登録支援機関は、個人または団体いずれでもなることが可能だが、登録にあたり、出入国在留管理庁長官の認定・登録を受ける必要があり、登録を受けた登録支援機関は法務省・出入国在留管理庁のウェブサイトに^{*3}公開されている。特定技能1号の雇い入れにあたっては、一部の大手企業以外、多くの中小企業が支援計画の実施を登録支援機関へ委託するのが現実的だと思われる。したがって、登録支援の選択については、出入国在留管理庁のウェブサイトや、それぞれの産業分野を所轄する行政機関の窓口などにおいて情報を得ることになるだろう。

5. 雇用主(受入れ機関)が特定技能1号の外国人を雇い入れるまでのフロー

以下は、「特定技能1号」で外国人労働者を雇い入れようとする雇

用主(受入れ機関)が採用を決定し、彼らの就労ビザを取得して雇用を開始するまでの基本的なフローとなる。実際の手続きについては一部順番が前後するところもあり、特定技能1号の採用を検討する雇用主は、各産業分野を所轄する行政機関や出入国在留管理庁などの関係機関へ直接問い合わせを行ったりして手続きを進めてほしい。

①受入れ機関に課される条件(図表・2参照)を確認、要件を満たす手続きを行う(※要件の詳細は、法務省ウェブサイト^{*4}記載の各所轄行政機関の問い合わせ先で確認)

- ②採用を内定した外国人との間で「特定技能雇用契約」を締結する(※すでに日本に在留している外国人または、現在は海外にいる外国人いずれとも締結可能)
- ③「1号特定技能外国人支援計画」を策定し、支援計画の実施を委託する場合は委託先の「登録支援機関」を選定して委託する
- ④就労ビザ申請手続き・海外にいる外国人の場合は「在留資格認定証明書交付申請」^{*5}、日本に在

*3 <http://www.immi-moj.go.jp/>

*4 「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」(法務省) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

りそな総研主催

募集締め切り迫る!

「北欧スタートアップ企業」視察研修のご案内

デジタル時代のスマート国家「フィンランド」「エストニア」のスタートアップに“近未来”を体感する

国際競争力ランキング「Innovation分野」において10年以上上位を誇る「フィンランド」と「電子政府」で著名な「エストニア」のスタートアップ企業を視察します。それら企業によるイノベーションの分野は、次世代モビリティの「MaaS」、スマートシティを支える「顔認証キャッシュレス」など幅広く、日本企業のビジネスチャンスを探るうえでも大変参考になるものです。奮ってご参加ください。

- 視察期間：2019年8月25日(日)～8月30日(金)〔4泊6日〕
- 参加費用：お一人様69万8000円(一人一部屋利用、エコノミークラス利用)
- 添乗員：1名随行。事務局としてりそな総研社員が2名同行します。
- 募集人員：30名(りそな総研会員限定)
- 最少催行人員：15名
- 募集締切：2019年7月10日(水)
※ただし、募集人員に達し次第、締切とさせていただきます。
- 食事条件：朝4回、昼4回、夕4回
- お問い合わせ先：りそな総合研究所 会員・研修事業部企画担当/森田・小林・深石
TEL 03-5653-3735

法改正を受けた今後の外国人雇用の課題

現在、日本で働く外国人労働者は毎年約20万人の規模で増加し続

留している外国人の場合は「在留資格変更許可申請」を所轄・管轄の出入国在留管理局に対して行う(申請する在留資格は「特定技能1号」※いずれの場合も許可がされれば、外国人を雇用することが可能。入社後も引き続き、法定の「1号特定技能外国人支援計画」を適正に実施する義務がある)

けている。加えて、在留資格「特定技能」の新設によって、単純計算すると今後5年の間だけでも、さらに120万人以上の外国人労働者が増える見込みだ。

しかし、今のところ受け入れられる企業側と、彼らが生活をする私たちが日本社会において、十分な受け入れ準備が整っているとはいえない。これまでにないペースで増えていく外国人労働者と共生していくために、労働現場である企業側では日本の商慣習や日本語教育、生活基盤となる日本社会においては、帯同する家族も含めた日本語教育や生活上のルールを理解してもら

う取り組みなど、さまざまなサポートが必要になる。

一方、大量の外国人を受け入れる日本人の側にも、今後は、外国人労働者の大量流入による、治安や将来の雇用不安に伴う賃金の押し下げ、健康保険や年金など社会保障の負担増に関する懸念が生じてくるかもしれない。

こうした問題や懸念を、官民一体となって取り除く努力を重ねつつ、今回の入管法改正が日本社会に参入する外国人労働者と受け入れられる日本人双方により結果をもたらすよう、共生の道を探っていく必要がある。

*5 在留資格認定証明書交付申請:海外にいる外国人を招へいて雇用するために必要な資格証明書の交付を所轄出入国在留管理局に申請すること。海外にいる外国人を雇用しようとする日本国内の団体が申請代理人となり、就労ビザの取得について法務省の事前審査を受け、許可されると本証明書が発行される。本証明書が発行された外国人は在外公館において日本入国に必要な査証(VISA)を受けることができる

*6 在留資格変更許可申請:すでに日本に在留している外国人が、現在保持している在留資格から他の在留資格に変更するため、管轄の出入国在留管理局に対して行う許可申請。「特定技能1号」に変更する場合は「技能実習2号」または「留学」などの在留資格から変更する事案が考えられる

次号予告

<特集>
メコン経済圏大躍進

Part1 タイ・プラス・ワンの事業イニシアチブ(仮)
Part2 ミャンマー・ライジングビジネス最前線(仮)
東南アジアにおいて存在感を大きく増してきているメコン経済圏。その実態を、CLMV(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)諸国に進出している日系企業の現状および事業戦略をもとに、ラストフロンティアとして注目されるミャンマービジネスの最前線に迫ります。



若松絵里 (わかまつ・えり)
若松絵里社労士・行政書士事務所代表

法務省届出申請取次行政書士・外国人技能実習監理責任者・社会保険労務士。2005年(平成17)に「若松絵里社労士・行政書士事務所」を開設。主な取扱業務は外国人の就労ビザ申請など入国管理業務・就業規則ほか社内規程の作成・英文翻訳業務など。著書に『中小企業のための外国人雇用マニュアル』ほか、外国人雇用に関する寄稿記事多数。URL: <http://www.eriw-office.com/>